



広報

かめだ

2003(平成15年)

MAY
5/15

No.763

■ 主な内容

- 新潟地域合併問題協議会で協議された事務事業について … 2
- まちからのお知らせ …………… 4
- アスパーク亀田 プール教室参加者募集 ……………12
- かめだ通信 ……………13
- 告知板 ……………14

*広報かめだは資源保護のため再生紙を使用しています。

●集会所建設費補助事業

○新築・購入の場合
建築面積が60㎡以上のものに対して、事業費の20%、100万円を限度に補助しています。
○増築・改築・修繕の場合
建築面積が60㎡以上で、新築または購入後10年を経過し、工事費が100万円以上のものに対して、工事費の20%、100万円を限度に補助しています。

○新築・改築・増築・購入の場合
(平成14年度基準単価1㎡当たり105,000円)
・普通規模 建設費等の1/2以内 700万円(限度額)
・大規模(世帯数が500世帯以上で建物床面積250㎡以上) 建設費等の1/2以内 1,000万円(限度額)
○修繕の場合
・工事費の1/3以内(100万円限度)
※工事費が1件30万円未満は対象外

●自治会への事務委託の状況

○委託料
・平均割 1自治会につき年額 37,000円
・世帯割 1世帯につき 年額 470円
・組数割 1組につき 年額 6,500円
○委託に関する事務
行政連絡事務、調査事務、一般行政協力事務

○委託料(年4回の支払い:6・9・12・3月)
・世帯割 1世帯につき 月額92円(年1,104円)
・均等割 1自治会につき 年額5,500円
100世帯以上 500世帯未満 年額6,000円
500世帯以上 年額6,500円
○委託に関する事務
変わりません。

●広報事業 「新潟市の制度に統一する。ただし、地域コミュニティの醸成を図るなどの情報を伝える必要がある場合は、地域事情に合わせた方法で対応する。」

月2回の広報発行やホームページで、町政に関する情報を提供しています。

「市報にいがた」が毎週日曜日新聞折込みされるほか、ホームページやテレビで町政に関する情報が提供されます。

●市町村長への提言・要望事業

町内各施設に専用はがき「町長へのたより」を設置し、町政に関する意見を聴き、町政の運営および施策策定の参考にしています。その他、FAX、Eメールでも受け付けています。

地区事務所等に専用用紙・封筒「市長への手紙」を設置し、市政に関する意見を聴き、市政の運営および施策策定の参考にします。その他、FAX、Eメールでも受け付けます。

●住民相談事業

毎月第1水曜日に、行政相談員が公共機関の仕事についての苦情や相談を受けています。

市政全般について相談業務を行うほか、市民の心配ごとの相談に応じます。市政相談、心配ごと相談、交通事故相談(毎週月～金曜日)。法律相談(毎週月、水、金曜日)。

●男女共同参画推進事業

女性学セミナーの開催や啓発ビデオの貸出を行っています。

女性センターにおいて、各種講座や相談事業などを行います。

教育・文化分野

●幼稚園就園奨励事業

低所得世帯の幼児の就園に対し、授業料等免除した幼稚園に補助を行っています。

変わりません。

●就学奨励援助事業

要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助制度、特殊教育就学奨励制度のほか、町単独事業として年60,000円を助成する特殊諸学校就学奨励制度があります。

要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助制度、特殊教育就学奨励制度のほか、市単独事業として年36,000円に交通費の一部を助成する特殊諸学校就学奨励制度があります。

●通学区域の状況

町立小学校4校、町立中学校2校について、教育委員会規則によりそれぞれ通学区域を設定しています。特別な配慮を必要とする場合、通学区域外への就学を認める「学区外就学制度」を設けています。

通学路の安全性や距離的な問題、地域の特性を考慮して、「学区外の指定学校」への就学を認める「学区外就学認可区域」を設定している通学区域があります。

●教育相談事業

いじめSOSで電話相談を受け付けているほか、不登校児童生徒のために自主学習室の開設などを行っています。

変わりません。

●私立高等学校学費助成事業

就学上の経済負担の軽減を図るため、私立高等学校に在学している生徒の保護者に対し、学費を援助しています。助成額:10,000円/年

支給対象
・保護者が新潟市民であること
・市民税の均等割だけを課税される世帯
・市民税所得割額41,000円以下の世帯
・基準日(7月1日、1月1日)に在籍する生徒の保護者
助成額
24,000円/年

●スポーツの全国大会等出場者激励金支給事業

全国大会以上の大会に日本体育協会(傘下団体・協会)等の予選会または推薦を経て、出場する町民に激励金を支給しています。支給額:10,000円/1人

北信越大会以上の大会に日本体育協会(傘下団体・協会)等の予選会または推薦を経て、出場する市民に激励金を支給します。支給額は変わりません。

●美術展覧会開催事業 「新潟市の制度に統一する。ただし、「町民文化展」については、合併後も引き続き公民館等での発表の場としての事業として実施する。」

亀田町町民文化展を開催し、洋画、日本画、水墨画、写真などの発表の場を設けています。

変わりません。

(次号に続きます。)

新潟地域合併問題協議会で協議された事務事業についてお知らせします

新潟市と比較した227項目の各種事務事業のうち、2月4日に行われた第4回協議会で91項目、2月21日に行われた第5回協議会で85項目の調整案が承認されました。その調整案の中で、「統一」とされた76事務事業について、合併した場合どうなるのかを示します。(5月1日号の続きです。)

「統一」 新潟市の制度に統一する(当該市町村においても制度はあるが、当該市町村の制度より新潟市の制度が上回っている場合、または、新潟市のサービスと同程度である場合など)。

ただし、以下の内容は、協議会で調整案が承認された時点での新潟市の制度に統一した場合です。今後、新潟市の制度が変わることもあります。

Table with 3 columns: 住民生活分野, 亀田町の現行, 合併した場合

●集団資源回収運動事業

集団資源回収活動に対して、奨励金や協力金を交付する制度があります。

変わりません。

●生ごみ処理容器普及事業

家庭用電気生ごみ処理機器を購入する際の購入費の一部を助成します。

電気生ごみ処理機器購入補助はありませんが、コンポスト容器などの減額販売を行います。

●合併処理浄化槽設置補助事業

公共下水道認可区域および町長が別に定める区域を除く亀田町内全域を対象に、居宅に小型合併浄化槽を設置する場合、費用の一部を補助しています。

変わりません。

●環境教育・啓発事業

町教育委員会の社会科副読本「わたしたちの町亀田」などにより、環境教育や啓発を行っています。

変わりません。

●自主防災組織育成事業

区単位を基本に自主防災組織の育成を図っています。平成14年4月末現在59区中27区が結成されています。

変わりません。

●防災情報整備事業

日ごろからの備えや災害時の行動の参考とするため防災情報を整備しています。

変わりません。

●防災行政無線整備事業

災害時に、相互通信が可能な移動系無線局を配備しています。

変わりません。

●災害時備蓄対策事業

災害時における被災者への迅速な救済を図るため、食糧等を備蓄しています。

変わりません。

●災害見舞金支給事業

亀田町災害見舞金支給要綱により、見舞金を支給します。

新潟市小災害見舞金支給要綱により、見舞金を支給します。

●消防局の体制

亀田町消防本部の体制
組織:1本部、1消防署、1分署
職員数:条例定数55人 実員数55人
消防車両等保有台数:ポンプ車3台、特殊車両2台・ゴムボート1隻、救急車3台、その他4台
救急隊の配置:亀田町消防署2隊、横越町分署1隊
救命士5名

新潟市消防局となります。

●住宅防火診断事業

住宅からの火災を防止するため、高齢者世帯へ訪問し、住宅防火診断を実施しています。

変わりません。

●高齢者家庭等の防火指導事業

○高齢者家庭等の防火指導
65歳以上の高齢者家庭に、職員・北陸ガス・東北電力と合同で訪問、指導を行います。
○高齢者家庭に対する消火器の備付
65歳以上の高齢者家庭などに台所用自動消火装置を無料で設置しています。

○高齢者家庭等の防火指導
一人暮らしや寝たきりの方などのいる65歳以上の高齢者家庭に、職員が訪問し、指導を行います。
○高齢者家庭に対する消火器等の備付
寝たきりで一人暮らしなどの65歳以上の高齢者家庭に、粉末消火器および簡易非常警報器を無料で設置します。

⑦ 緊急通報装置貸与事業

利用対象者	おおむね65歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に属する高齢者で、緊急時に適切な対応が困難な方（所得税非課税世帯）
サービス内容	ペンダントを押すと、あらかじめ設定した緊急連絡先に連絡される緊急発信機の貸与
利用料金	無料

⑧ 日常生活用具給付等事業

	電話の貸与	電磁調理器の給付
利用対象者	65歳以上の低所得者で一人暮らしの方	65歳以上の一人暮らしで心身機能の低下があり防火等の配慮が必要な方
サービス内容	電話のない方に貸与します。	電磁調理器を給付します。
利用料金	工事費は無料。使用料は個人負担です。	所得により個人負担があります。

⑨ 配食サービス事業

利用対象者	おおむね65歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に属する高齢者、ならびに身体障害者の方
サービス内容	毎週2回夕食を家庭まで配達します。
利用料金	1食400円（生活保護世帯200円）

⑩ リフトバス運行事業（申し込みは社会福祉協議会 ☎381-7221）

利用対象者	65歳以上の寝たきりで移動に困難な方
サービス内容	リフトバスで利用者居宅と医療機関との間を送迎するサービスです。
利用料金	町内1,500円 町外2,500円

⑪ 介護手当

利用対象者	要介護度4～5と認定された40歳以上の方を在宅で介護している方
サービス内容	介護者の経済的負担の軽減を図るため年2回（8月・12月）に各20,000円ずつ支給します。

⑫ 高齢者・障害者向け住宅整備事業（補助事業）

利用対象者	介護保険の要介護（要支援）の認定を受けた方（第2号認定者含む）または身体障害者手帳1・2級か療育手帳A保持者 ※対象者の世帯全員の、前年の収入合計額が600万円未満の方 ※重度障害者日常生活用具給付事業（住宅改修費）の対象者は、70万円が補助基準額になります。
サービス内容	高齢者、障害者（以下「高齢者等」という）のいる世帯が住宅を高齢者等の身体状況に適したものに改造する場合 対象となる改造 ・居室および廊下等の改造 ・トイレ、浴室、玄関の改造 ・段差解消機、階段昇降機の設置 ・ホームエレベーターの設置 ※必ず福祉保健課介護保険係に事前相談（見積書等持参）してください。
補助基準額	高齢者70万円 障害者90万円
補助率	生活保護世帯100% 所得税非課税世帯75% その他の世帯50% ※介護保険の住宅改修費（限度額20万円）を併用することができます。

● サービス利用の相談・申し込み先

福祉健康課介護保険係	☎381-2111	内線141・142・146
亀田町在宅介護支援センター（亀田園）	☎382-1111	
亀田町在宅介護支援センター向陽の里	☎381-1959	
在宅介護支援センターかめだなかの	☎382-8600	

亀田町介護保険対象外サービス （町単独事業）について

町では、介護保険法に定められているサービスの他に介護保険対象外サービス（町単独事業）を下記により実施しています。

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

利用対象者	65歳以上の虚弱な方で生活支援や介護が必要な方
サービス内容	身体介護（食事・排泄・衣類の着脱等）や家事援助（調理・洗濯・掃除・買い物等）および相談・助言を行います。1週間に2時間以内を限度とします。
利用料金	介護報酬の1割相当分

② 通所介護（デイサービス）

利用対象者	65歳以上で要介護（要支援）認定で自立と判定された方
サービス内容	入浴、生活指導、食事、健康チェック、日常生活動作訓練、送迎等を行います。1カ月間に7日以内を限度とします。
利用料金	介護報酬（要支援）の1割相当分と実費

③ 緊急時短期入所サービス事業（ショートステイ）

利用対象者	要支援・要介護または自立と判定された方
サービス内容	介護者の病気や冠婚葬祭の緊急時に、一時施設（向陽の里・横雲の里）を利用できます。6カ月間に7日以内を限度とします。
利用料金	介護報酬の1割相当分と実費

④ 養護老人ホームにおける短期入所サービス事業（ショートステイ）

利用対象者	おおむね65歳以上の高齢者で、身体上、精神上または環境上の障害があるため、日常生活を営むのに支障のある方
サービス内容	家族の疾病等により居宅における養護ができない場合、一時的（原則7日）に養護老人ホーム（桜花寮 村松町）を利用できます。
利用料金	1日2,500円 ※送迎はありません

⑤ 紙おむつ支給事業

利用対象者	40歳以上で6カ月以上寝たきりや痴呆の方で、常時おむつを必要とし、要介護3以上と認定され、介護保険施設入所以外の方
サービス内容	紙おむつ支給券で、希望の型の紙おむつと引き換えられます。
利用料金	無料

⑥ 虚弱高齢者寝具乾燥等事業

利用対象者	おおむね65歳以上で寝たきり、痴呆の方、一人暮らし、高齢者のみの世帯に属し、寝具の衛生管理が困難な方
サービス内容	寝具の衛生管理のため、水洗い年2回、乾燥年10回のサービスを提供します。
利用料金	無料

環境生活課からのお願い

環境生活課 ☎381-2111 内線151

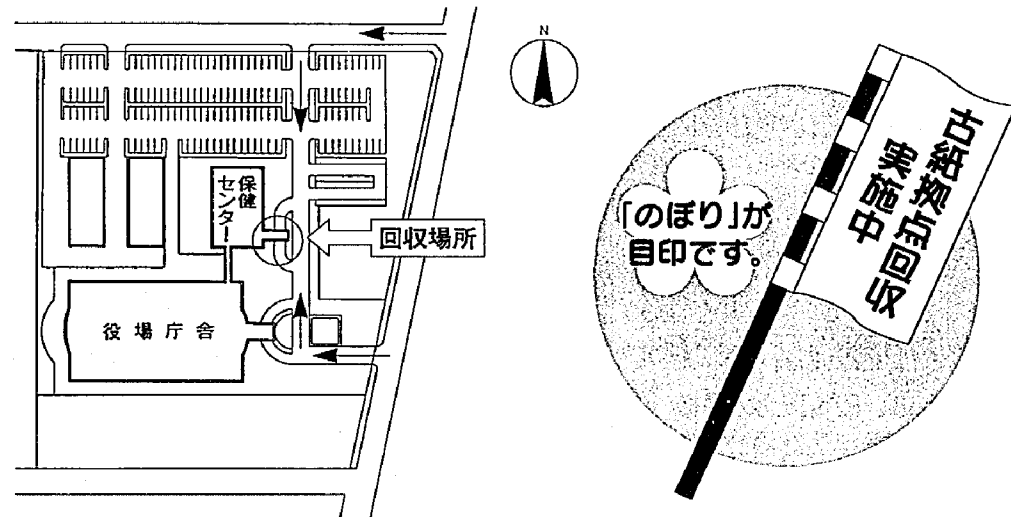
古紙拠点回収にご協力を！

＜燃やすごみの半分以上を占める紙類を少しでも減らし、地球環境のためにリサイクルを推進しましょう。＞

回収実施場所	受付時間
保健センター前（役場隣り） ☎381-2111	●毎週土曜日（祝日を除く） ●午前9時～正午 ●午後1時～4時
亀田町一般廃棄物処理場 ☎381-3501	●毎週月曜日から金曜日（祝日を除く） ●午前9時～正午 ●午後1時～4時

（注）①新聞紙・チラシ②雑誌③ダンボールの3種類に分類し、ひもでしばって出してください。（ひもはなるべく紙ひもを利用しましょう。）

◎町内会などの地域団体が実施している集団資源回収へのご協力もお願いします。



税務課からのお知らせ

☎381-2111

固定資産税 内線136・137
軽自動車税 内線132・133

【平成15年度の固定資産税・軽自動車税の納税通知書を発送しました】

固定資産税・軽自動車税の納税通知書を5月15日に発送しました。第1期の納期限（口座振替日）は6月2日です。各納期をお確かめの上、納付してください。

※住居表示実施予定地域の方々へ
今年度住居表示を実施する予定の地域の方々へ、今回送付した納税通知書で引き続き納付してください。口座振替の方は、改めて手続きの必要はありません。

【町民税納税通知書を送付します】
平成15年度の町民税（普通徴収分）の納税通知書を6月13日に発送します。各納期をお確かめの上、納付してください。

【平成15年度（平成14年分）の所得・課税証明書を発行します】
平成15年度の町民税が特別徴収（給与から天引き）の方は5月15日から、それ以外（普通徴収等）の方は6月13日から発行します。

お詫と訂正

広報かめだ5月1日号5ページ「今年度当初予算に計上したまちづくりの主な事業」に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

消防費（誤）	3,927万円	消防設置工事費	393万円
消火栓設置工事費	2,382万円	救急救命士教育訓練事業	238万円
救急救命士教育訓練事業	3,205万円	庁舎および訓練塔改修工事	321万円
庁舎および訓練塔改修工事			

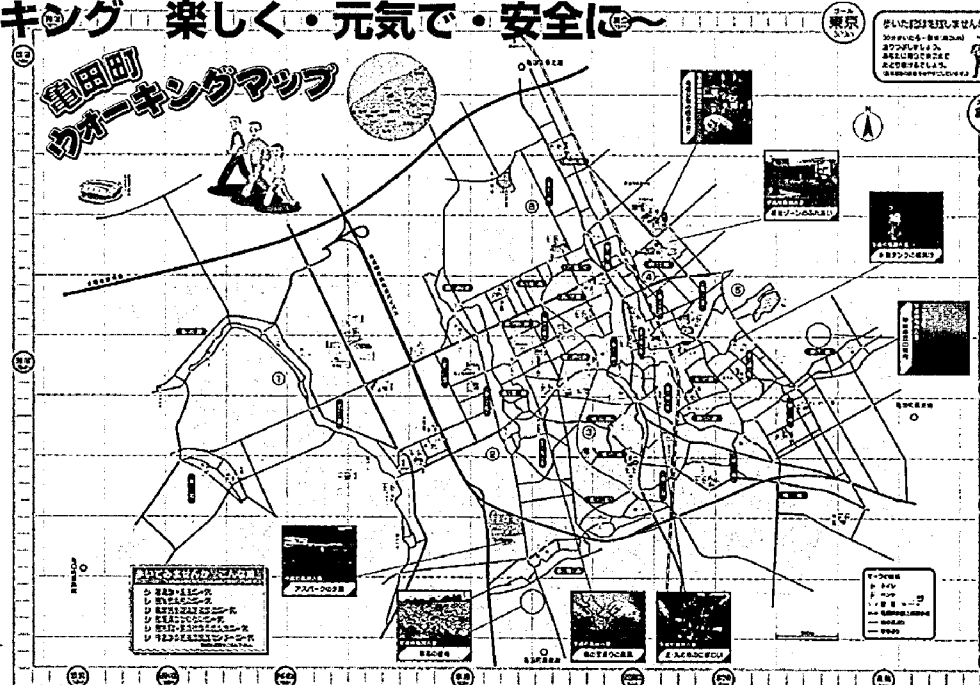
ウォーキングマップ完成記念事業のお知らせ

～さわやかウォーキング 楽しく・元気で・安全に～

記念事業を次のように開催します。どなたでもおいでください。

ご来場の方にウォーキングマップを差し上げます。（入場無料）

- 期 日 5月31日(土)
午後1時開場
- 会 場 亀田町総合体育館
メインアリーナ



●プログラム

記念講演

「よく食べ、よく動き、よく寝る」 午後2時～3時

講師 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター総括館長

荒川 正昭さん

講師紹介 元新潟大学学長。現在はビッグスワン内にある上記施設総括館長および新潟医療福祉大学客員教授。

平成15年4月からNHKラジオ「朝の随想」月曜日担当

実 技

「レッツ ウォーク（歩いてみよう）」 午後3時5分～4時

指導 町民体育課 職員

各種コーナー

午後1時～4時（ただし講演会開催中は中止）

○ 相談コーナー

健康相談

町保健師担当
血圧測定・体脂肪測定できます。

運動相談

町民体育課職員担当
私にあった運動は？
運動トラブルを起こさないための注意は？等の相談に応じます。

○ 情報発信コーナー

亀田いいところ発見情報交換

たくさん歩いてお気に入りのコースのある人、亀田の歴史を知っている人、亀田のことをもっと知りたい人、このコーナーで情報交換しませんか？担当するのは、マップづくりのために町内をくまなく歩いた作業メンバーの皆さんです。

健康づくり事業紹介

各種パンフレット

運動しやすい服装で、内履きを持ってご来場ください。

*ロビーでは、町内福祉作業所（わかばの家・かがやき）の出店があります。

主催 亀田町健康づくり推進協議会・亀田町

●問い合わせ 保健センター ☎381-2111 内線403



Q3 私は、昨年11月に自己所有地の売買契約を締結し、今年の2月に買主への所有権移転登記を済ませました。平成15年度の固定資産税は誰に課税されますか。

A あなたに課税されます。地方税法の規定により、土地については毎年1月1日現在、土地登記簿に所有者として登記されている人に対して課税することになっているからです。また、家屋の売買についても同様の取り扱いとなりますので、ご注意ください。

Q4 地価が下がっているのに土地の税額が上がるのはなぜ？

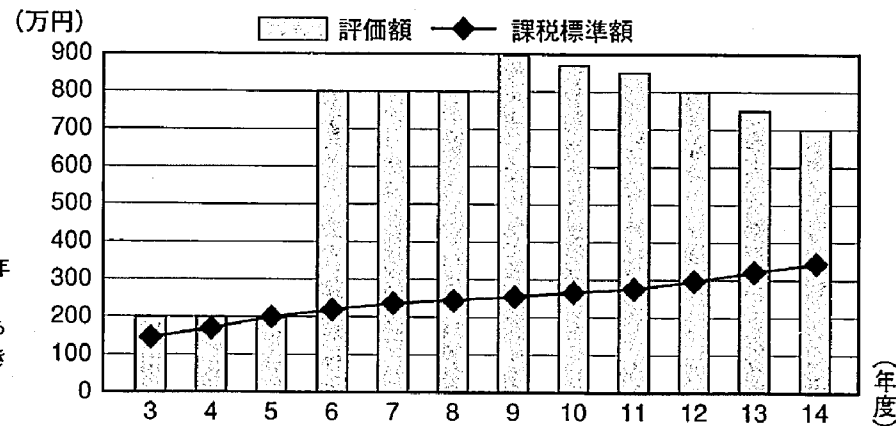
A 税額は評価額ではなく、課税標準額をもとに算出しています。

平成6年度に宅地の評価額は、全国一斉に地価公示価格の7割を目途に評価することになりました。この結果、評価額は全国平均で約4倍に上昇し、亀田町でも同等の上昇になりました。

しかし、この評価額をそのまま課税標準額として税額を算出すると、大幅な増税となります。そこで、急激な税負担の増加とならないように、課税標準額を毎年少しずつ増加させ、なだらかに評価額に近づける負担調整措置を講じてきました。

したがって、近年の地価の下落によって評価額が下がっても、課税標準額と評価額に開きがある場合は、負担調整措置が継続されることとなります。このため、まだ多くの宅地で、地価が下落しても税額が上がるといったことが生じています。

評価額と課税標準額の推移（標準的なモデル）



・評価替えは平成3年度、6年度、12年度に実施しました。
・9年度からは地価が下落したと認められる場合には、毎年評価額を修正できるようにしました。

家屋に対する課税について

Q1 家屋の評価替えのあらましはどうですか。

A 家屋の評価替えは、その家屋とまったく同じものを同じ場所に建築した場合にかかる建築費（再建築費）を、建築資材の物価上昇率を考慮して計算し、この額から建築後の経過年数による傷みや、雪や寒さによる傷みの損耗を差し引く補正をして行います。今回の評価替えでは、建築資材費の下落傾向を反映して、一部の家屋を除き評価額が下がります。

なお、計算上の評価額が平成14年度の価格を超える場合は、平成14年度の価格に据え置かれます。

Q2 家屋が古くなってきたのに、評価額が下がらないのはなぜですか。

A 家屋の建築費は、平成5年頃からそれまで続いていた上昇傾向が沈静化し、以後は建築資材価格等が下落傾向を示しています。このようなことから、比較的建築年次の新しい家屋については、評価替えごとにその価格が下落しています。一方、建築年次の古い家屋については、過去に建築費の上昇が続く中、評価額が据え置かれていたこともあって、近年の建築資材価格等の下落を加味した評価額であっても、以前から据え置かれていた価格を下回るまでにはいたらず、評価額が下がらないといったことがあります。

なお、経過年数等による傷みの補正は2割が下限となっています。家屋がある限り、評価額がなくなることはありません。

Q3 新築住宅には、固定資産税の軽減制度があると聞きましたが。

A 軽減の適用を受けるには、次の要件を満たしている必要があります。

- ① 専用住宅（アパートも含む）または併用住宅（居住部分が2分の1以上）であること。
- ② 居住床面積が50～280㎡（アパートは1区分35～280㎡）であること。

これらの住宅は、課税された年度から3年間、居住用の床面積の120㎡分に相当する税額が2分の1になります。また、3階建以上の中高層耐火住宅の減額期間は5年間です。

今年度は固定資産の評価替えを行いました

税務課 固定資産税係 ☎381-2111 内線136・137

私たちの生活を支えるために使われる大事な税のひとつに固定資産税があります。

固定資産は3年に一度評価替えが行われ、今年はその年にあたります。そこで今回、評価替えの内容や固定資産税についてご紹介いたします。

3年毎に評価替え

3年間の固定資産の増減を価格に反映させます



固定資産税（都市計画税）とは

固定資産税は、毎年1月1日現在、町内に土地・家屋・償却資産を所有している人に対して課税される税金です。

また、市街化区域内の土地・家屋には、都市計画税が併せて課税されます。

区分	対象となる資産
土地	田、畑、宅地、山林、原野、雑種地など。現況の地目による課税を原則とします。
家屋	住宅、店舗、事務所、工場、倉庫、物置、その他の建物
償却資産	土地・家屋以外で、事業用の構築物、機械、備品などの資産

税額の計算方法は

固定資産税、都市計画税ごとに課税標準額を合計し、それぞれに税率を乗じて求めます。

皆様から納めていただく年間の税額です

$$\text{税 額} = \text{課税標準額} \times \text{税 率}$$

課税の基礎となる額で、固定資産税、都市計画税ごとに合計します。

固定資産税…1.4%
都市計画税…0.2%

固定資産の評価替えとは

固定資産税は、固定資産の価格、すなわち「適正な時価」を基準として課税されるものです。

本来であれば毎年度評価替えを行い、これによって得られる「適正な時価」をもとに課税を行うことが税負担の公平に資することになりますが、膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは事実上不可能であることや、課税事務の簡素化を図り徴税コストを抑えること等から、土地と家屋については原則として3年間評価額を据え置く制度、言い換えれば、3年毎に評価額を見直す制度がとられているところです。

このように評価替えとは、3年間の資産価格の変動に応じて、評価額を適正な均衡のとれた価格に見直す作業のことをいいます。

…Q&A…

土地に対する課税について

Q1 宅地の評価はどのようにするのでしょうか。

A 前回（平成12年度）の評価替えに引き続き、地価公示価格や不動産鑑定価格などの7割を目途とし、国が定めた評価基準に基づき評価を行います。なお、今回の評価替えでも、価格調査基準日（平成14年1月1日）以降、地価が下落した地域については、さらに7月1日までの半年間の下落率を調査し、評価額の修正を行いました。

Q2 土地にかかる税額が減額されることはあるのでしょうか。

A 1月1日現在に住宅用家屋が建っている土地（住宅用地）は、その税負担を軽減する必要から、面積の広さによって課税標準を減額する特例措置が適用されます。反対に住宅用地でなくなった場合は、本来の税額に戻ります。

面 積	固定資産税の課税標準	都市計画税の課税標準
住宅一戸につき200㎡まで	評価額の1/6	評価額の1/3
上記の面積を超える部分	評価額の1/3	評価額の2/3

※ 住宅用家屋の床面積の10倍を限度とした特例です。

※ 併用住宅でも居住部分の割合によって適用される場合があります。

2003 「水と緑のネットワーク」植栽ボランティアに参加しませんか みんなで作ろう「四季常緑ナデシコの花咲く道」

…県営地域用水環境整備事業 亀田2期地区 上流部 直営施工 参加募集…

亀田排水路上部施設は本年度完成する予定です。
昨年11月に実施したナデシコ植栽では、大勢の方より参加していただき大変ありがとうございました。
今年も引き続き残っている部分を地域の皆さまと一緒に植栽したいと思います。
ご近所お誘い合わせの上、ぜひご参加ください。

■日時 6月22日(日) 午前9時～11時

■場所 元町、城所城山地区内「亀田排水路上部施設」

■内容 ナデシコ苗の植え付け

■申し込み・問い合わせ

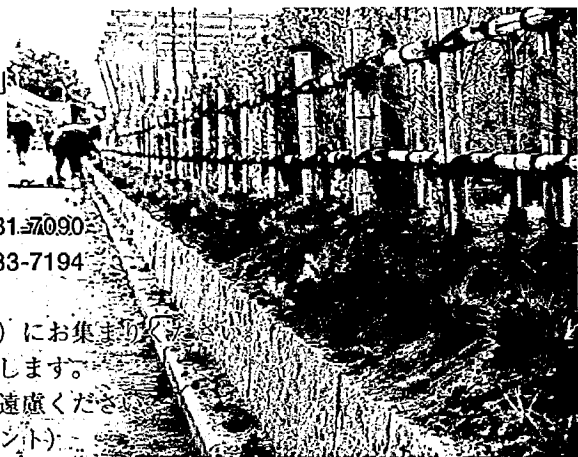
参加希望の方は、事前にお申し込みください。

亀田町建設課(担当)片山 ☎381-2111 ☎381-7090

新潟農地事務所(担当)上原 ☎231-8282 ☎233-7194

■その他

- ・当日は町民会館より上流の東屋(近い方で結構です)にお集まり
- ・準備の都合上お申し込みは6月13日(金)までにお願いします。
- ・駐車場を用意しておりませんので、車での参加はご遠慮ください。(参加者には軍手、ハンドスコップ、飲み物をプレゼント)
- ・小雨決行



地域の環境は地域の手で創り育てましょう

平成15年4月13日執行

新潟県議会議員一般選挙結果(亀田町分)

開票結果

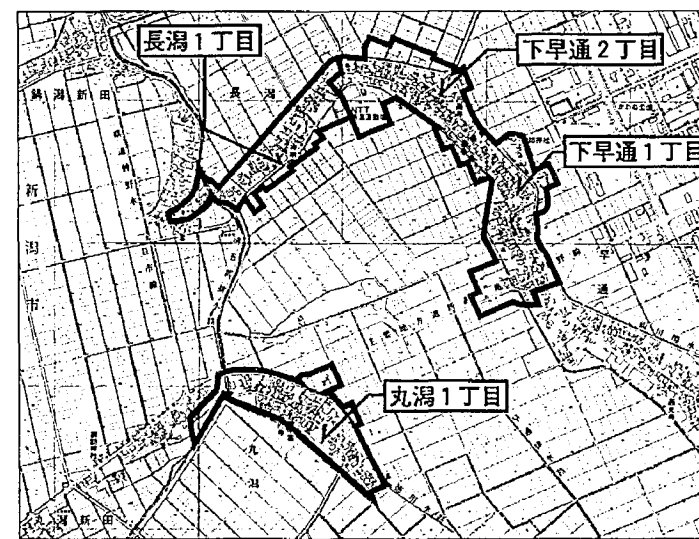
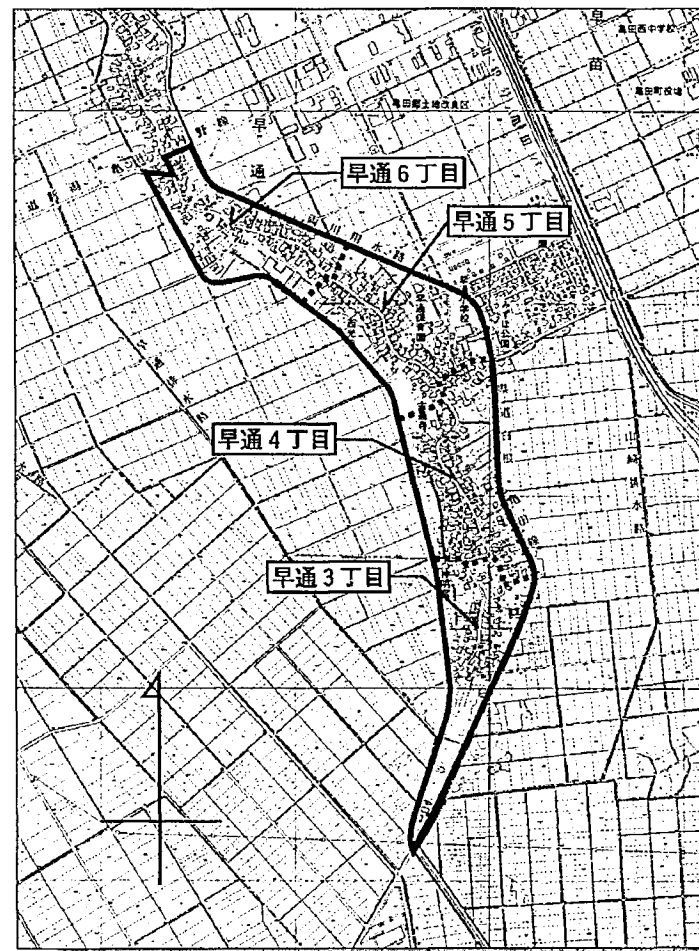
候補者名(届出順)	確定得票数
はが 貢	1,336
つかの 弘	2,162
佐藤 じゅん	8,770



投票結果

投票区・投票所	当日有権者数(人)	投票者数(人)	投票率(%)
第1投票区(亀田町公民館)	2,041	1,156	56.64%
第2投票区(第二保育園)	3,177	1,730	54.45%
第3投票区(船戸山会館)	2,796	1,312	46.92%
第4投票区(第三保育園)	2,558	1,347	52.66%
第5投票区(栄徳寺保育園)	2,333	1,040	44.58%
第6投票区(早通小学校)	1,968	921	46.80%
第7投票区(第四保育園)	3,209	1,612	50.23%
第8投票区(袋津保育園)	2,229	945	42.40%
第9投票区(第五保育園)	1,563	725	46.39%
第10投票区(亀田町役場)	3,125	1,341	42.91%
第11投票区(亀田産業福祉会館)	1,029	452	43.93%
亀田町・合計	26,028	12,581	48.34%

新町区域及び名称図



郵便番号	
早通3～6丁目	〒950-0145
下早通1・2丁目	〒950-0149
長潟1丁目	〒950-0147
丸潟1丁目	〒950-0146

凡例	
	実施区域線
	丁目界線

- ◇早通3丁目～6丁目(第43区の一部と第44区)
- ◇下早通1丁目、2丁目(第45区)
- ◇長潟1丁目(第46区)
- ◇丸潟1丁目(第47区)

町内4区域の 住居表示を実施(平成15年6月2日)

左記の図に示した4区域、第43区の一部(上早通)と第44区(中早通)、第45区(下早通)、第46区(長潟)、第47区(丸潟)の住居表示については、12月町議会で可決され、新潟県報6月2日付で告示されることになりました。

これにより6月2日からは「早通3丁目～6丁目」、「下早通1丁目、2丁目」、「長潟1丁目」、「丸潟1丁目」として住居表示が実施されます。

6月2日以降の住居表示に伴う諸手続きについては不明な点は、住民課・企画調整課、関係課等にお問い合わせください。

■問い合わせ
住民課・企画調整課
☎381-2111

募集

●ジー・クラッブブライズ (総合格闘技)

毎週水曜日 午後7時～9時

■対象者 中学生以上

■会費 月額2,000円

■小林政司

☎272-9204

※直接会場に来ていただいても結構です。

●紅蓮 (バレーボール)

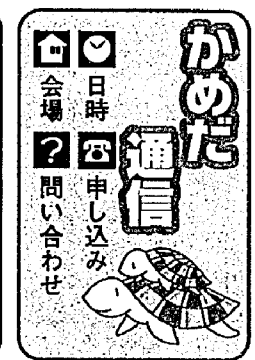
毎週月曜日 午後7時～9時

■亀田中学校体育館

■対象者 16歳～30歳

※経験者のみです。

■会費 月額500～1,000円



●相談会開催日

6月15日(日)

午前10時～午後5時

■新潟大学五十嵐キャンパス 法文棟

■横澤 詩子

☎239-5554

●お知らせ

新潟大学法学部 法律相談部による 無料法律相談会

※事前に電話受付が必要です。

●電話受付

5月31日(土)、6月1日(日)・2日(月)

午後1時～7時

■内容 係争中の事件を除く民事事件(賃貸借、土地関係、離婚、相続など)

☎239-5554

☎261-7263

●町民ゲートボール大会

6月8日(日)

開会式 午前8時30分

競技開始 午前9時

■町民グラウンド

■ゲートボールコート

■チーム編成 1チーム5名以上8名以内

5月31日(土)までに亀田町総合体育館へお申し込みください

☎381-1222

図書リサイクルのご案内

入れ替え等で不用になった図書を希望者にお譲りします。

■日時 5月30日(金)～6月1日(日) 午前10時～午後5時

*6月1日のみ午後3時終了

■場所 亀田町公民館 104会議室

■問い合わせ 亀田町公民館 ☎381-2728

(財)新潟県交通遺児基金をご存知ですか?

当基金では、交通事故で、保護者が死亡もしくは重度の後遺障害を受けた場合に、その児童・生徒を激励し、経済的な援助を行う活動をしています。

- 18歳以下で交通遺児等になった方への見舞一時金の給付
- 小学校および中学校の入学祝金、中学校の卒業祝金の給付
- 小学校、中学校および高等学校に在学する交通遺児等への図書券の贈呈
- 交通遺児等およびその家族の交流レクリエーション事業の実施

問い合わせ 亀田町役場 環境生活課 ☎381-2111 内線156

ご注意ください

郵便局員を装い郵政公社に替わったことに便乗して、

- 郵便局と関係あるかのように装い、郵便受箱や表札の販売をする。
- 郵便番号が変更になるという手口で手数料をだまし取る。
- 郵便局を名乗って電話で家族の名前や生年月日を聞き出す。

という不当な販売活動や詐欺行為的なことが行われております。

こうしたことは、郵便局では行っておりませんのでご注意ください。

ご不審なことがございましたら最寄りの郵便局へご遠慮なくお問い合わせください。

亀田郵便局 ☎381-2200

アスパーク亀田プール教室参加者募集

●申し込み・問い合わせ●

〒950-0144 亀田町大字茅野山1857-1 亀田町総合体育館内 各教室係 ☎381-1222

教室名	内容	I期：後半	定員	料金 【該当定期券】	申込方法 【持ち物】
水泳	背泳ぎ①：午後(6回) (13:30～14:30)	6/18～7/23 水曜日	各20人 15歳以上の方 (中学生不可)	教室参加費 1コース 1,500円 施設利用料 1回 500円 【全施設・プール】 定期券をお持ちの方は不要	・広報掲載日より、往復ハガキ(教室名記入、例：クロール③：午前)または来館の上(返信ハガキ必要)お申し込みください。 ※電話申し込み不可 ※申し込みの締切りは広報掲載日より原則10日間(消印有効)とさせていただきます。 ・定員を超えた場合責任抽選。 【水着・水泳帽子・タオル・参加ハガキ】
	背泳ぎ①：夜(6回) (18:30～19:30)	6/21～7/26 土曜日			
NEW 背泳ぎ②：午後(6回) (14:40～15:40)	6/18～7/23 水曜日				
NEW 背泳ぎ②：夜(6回) (19:40～20:40)	6/21～7/26 土曜日				
教室 バタフライ①：午後(6回) (13:30～14:30)	6/19～7/24 木曜日				
NEW 教室 バタフライ①：夜(6回) (18:30～19:30)	6/18～7/23 水曜日				
NEW 教室 バタフライ②：午後(6回) (14:40～15:40)	6/19～7/24 木曜日				
NEW 教室 バタフライ②：夜(6回) (19:40～20:40)	6/18～7/23 水曜日				

※各教室とも施設利用料は1回につきの料金です。 ※都合により予定を変更することがございます。あらかじめご了承ください。

町民大学

初心者ハーブ講座を開催

ハーブの魅力は「育てる」こと、そして「暮らしに役立てる」こと。ハーブを暮らしに生かして楽しみませんか。

■日時・内容

毎回土曜日 午前10時～正午

開催日	内容	材料代
6月14日	ハーブ紹介講演会	200円
6月28日	ラベンダーバンドルづくり	1,000円
7月12日	アロマテラピー入門	1,000円
7月26日	ハーブ育て方入門	1,800円

■会場 公民館102研修室

■定員 20名(定員を超えた場合は責任抽選)

■受講料 1,000円(他に材料代をいただきます)

■申し込み 5月30日(金)までに生涯学習課へ電話でお申し込みください。
☎381-2111 内線262

体指とは…体育指導委員の略。地域スポーツ振興のため、実技指導や助言を行う町委員の方々です。

体指がおこなう 体験教室

～誰でもできる太極拳・みんな楽しく3B体操～

太極拳やボール・ベルダー・ベルを利用した3B体操で体を動かしませんか。

■日時 ①太極拳 6月4日・11日・18日・25日
②3B体操 7月2日・9日・16日
①、②ともに午後7時30分～9時

■会場 亀田小学校体育館

■対象 亀田町在住者および在職者の方

■定員 なし

■参加費 無料

■申し込み 運動のできる服装、内履き、タオルなどを持参の上、教室開催日に直接会場へ

■問い合わせ 亀田町総合体育館 ☎381-1222

表紙の写真 <チューリップ花絵作り!>



「捨てられるチューリップの花を街に咲かせよう!」と10年前に始まった「にいがた花絵プロジェクト」。亀田町では4月29日(祝)、街の美化と活性化を願い、亀田プラザ駐輪場で行われました。

「花絵と一緒に作りませんか?」と道行く人に声をかけ、お買い物やお散歩でこの場所へ足を運んだという皆さんからの参加もありました。そして約2時間後、6色のチューリップを組み合わせた見事なこいのぼりと富士山、立体的なクマさんが完成!「チューリップ摘むのは楽しかったけど、花を固定するのが難しかった。」と、クマさんを作ってくれた西小の子どもたちは充実感たっぷりの笑顔で話してくれました。

**赤十字活動を支える
社員への加入をお願いします。**

日本赤十字社の活動は、紛争や災害救援活動から公衆衛生活動まで、国内はもとより遠く海外まで広汎多岐に及んでいます。

これらの事業は、「社員」と呼ばれる支援者の方々から寄せられる資金(「社費」と呼びます。一人年額500円以上)を主な財源として展開されています。特に5月は、社員の増強による赤十字活動の基盤強化を図るために、全国的に赤十字社員運動増強運動を展開しています。多くの皆さまから赤十字社員へ加入いただけますよう、よろしくお願いたします。また、すでに加入いただいています社員の方々は、今年度も社費のご協力をいただけますよう、あわせてお願いたします。

なお、日本赤十字社新潟県支部では、年額1,000円以上の社費を拠出していただく社員、また、一世帯で複数の赤十字社員を呼びかけております。可能な範囲でご協力をお願いいたします。

亀田町分区では、今年度も区長・組長さんを通じてご協力をお願いいたします。

編集後記

▶今年も消防演習の季節になりました。▶昨年取材で初めて見させていただいたのですが、一言で言うところ、スゴイです。▶まず、ポンプ操法は迫力満点!▶そして、今年はなんとヘリコプターも来て、ハシゴ車にも乗ることができます!▶ねっ、スゴイでしょう。▶今回も私は取材に行きます。▶では、消防演習でお会いしましょう。(ま)

告知板

行政相談 6月4日(水) 午前9時~正午
■ところ 社会福祉協議会(新明町1)
 ☎381-7221

■相談委員 鈴木 紀子さん
 ※公共機関の仕事への苦情、相談を受け付けます。
 お気軽にご相談ください。

心配ごと相談所 毎週
火曜
■時間 午前9時30分~午後3時
■ところ 社会福祉協議会(新明町1)
 ☎381-7221

※この時間内に、電話での相談も受け付けます。
 個人の秘密は厳守、お気軽にご相談ください。

犬・猫の引取り 5月22日(木)
■時間 午前8時30分~9時30分
■ところ 環境生活課
■手数料 1匹
 (3カ月未満の子犬・子猫は10匹まで)
 1,630円分の県の収入証紙
 (銀行にて販売)

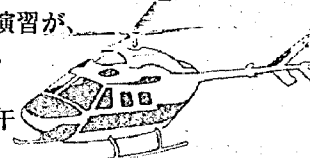
事情により飼えなくなった犬・猫を引き取ります。希望者は前日までに役場環境生活課に連絡してください。

☎381-2111 内線156

亀田町消防団春季消防演習を実施

亀田町消防団の春季消防演習が、次のとおり開催されます。

- 日時 5月18日(日) 午前9時~正午
- 会場 亀田西中学校
- 内容 ・小型ポンプ操法競技会 ・消防フェア
 ・防災ヘリコプター合同訓練
 (午前11時開始予定)



消防団員召集のためサイレンを吹鳴

5月18日(日)の午前7時、消防団員召集のためにサイレンを鳴らします(15秒×3回)ので、火災とお間違えないようご注意ください。

ごめいふく (4月16日~30日届出)

故人	世帯主	町名	区
小坂井正三 (63)	仁	西町	6 4
伊島ハツイ (88)	本 人	向陽	2 17
市野瀬眞積 (70)	輝 幸	稲葉	1 17
涌井ハツ (91)	幸 一	稲葉	1 17
江口 智枝 (65)	裕	船戸山	2 21
高木 春男 (75)	本 人	船戸山	4 21
村山 健男 (81)	健 一	船戸山	3 23
小泉 正雄 (55)	正 惠	城 所	2 24
本間ハナイ (84)	正 和	元 町	3 24
村山 ノリ (84)	上	荻曾根	4 25
清水 清作 (77)	正 則	城 山	1 36
鈴木 憲司 (59)	ハツ 雄	所 島	2 37
石橋 ソキ (101)	吉 雄	茅野	山 42
高橋 増藏 (75)	ハ ル	早 通	43
島田 光 (88)	本 人	緑 町	3 56
大坂 吉藏 (89)	吉	四ツ野	2 58
長嶺 庄意 (84)	洲 鶴子	中 島	3 59